

北海道の神社の人類学的研究 (1)

梅原達治

序

神道は日本人の歴史とともに古く、その起源は歴史時代以前にさかのぼるものであり、現在も日本人の生活と密着しており、いまなお各地で神社は新しい装をこらして改築されている。一般に日本人の集落にとって神社は不可欠の要素になっていると思われるが、このような考え方はけっしてかたよった見解ではなく、たとえばつぎのような新聞記事(朝日, 1971. 5. 267頁)によって裏づけられているとみてもよからう。

さいきん各地区の公民館の敷地に新しくお宮を作ったという話も二、三にとどまらない。神社を中心に地区の意志をもう一度どうにかしてまとめてゆこうというのである。

もっともこの記者も現実に神社がどの程度の能力を発揮できるかということに疑問をいだいてはいるが、神社が今なお地縁集団の精神的紐帯の役割りを期待されていることは否定できない。神道は日本人の生活に根強く浸透しており、1971年5月の「神道は宗教である」との名古屋高等裁判所の判決にたいして、神道による行事はわが国固有の慣例にすぎないとする国民感情による反対も相当に強い(前掲書, 399, 771頁等)。このような点からも神道が実際の国民生活のなかではたしている状況を把握することは、国民生活の理解にとって不可欠のことと考えられる。

この研究は、神社、あるいは神道が北海道道民の文化のなかでどのような機能をはたしているかということを実際の生活のなかで捉えようとする試みであり、これまでの先学の業績を越えるものはみあたらないが、その意図するところはあくまでも人類学的な探究である。本稿では、現実に北海道において何を神社と呼び、何を研究の対象とするかという問題にのみふれ、なお早急に着手できる2題目について付篇として加えておいた。

また本稿においてとくに出典の明記されていないものはすべて北海道神社庁編、北海道神社誌(1971)によっている。文脈上、神社誌と略記して引用する場合もある。

北海道の神社

北海道神社庁の編集になる北海道神社誌には同庁管下の568社の記載がなされている。たとえば雨竜郡幌加内町のものとして同誌には幌加内市街予定地の幌加内神社の記載(70頁)しかみられないが、幌加内村史(白山, 1958)の神道の項(469~473頁)にも、同社のほかには天理教と御嶽教の教会の記載がみられるのみである⁽¹⁾。また勇払郡厚真町内のものとして神社誌には新町の厚真神社の記載(124, 125頁)がなされているだけであるが、厚真村史(1956)も神社の説明としては厚真神社1社のみについてなされており(713~4頁)、そのほかに部落神社16社については社名が祭神とともに並記されている(714~715頁)。同様に沙流郡門別町のものとして神社誌には字本町の稲荷神社、字富川町の大神宮社および字厚賀町の八幡神社の3社の記載がなされている(128頁)が門別町史(1961)にはその3社の説明(336~7頁)のほか、部落神社として14社の神社名、所在地、祭神、創始年月日、例祭、備考を示す表が作成されている(338~9頁)。

以上のような郷土誌の記述を眺めた場合、現実には神社と呼ばれているものがほぼ各部落に

鎮座してはいるものの、正式にはそれを神社として取扱わない、あるいは部落神社を神社庁管下の神社よりも軽く取り扱うという考え方がある地方には存在することが推察される⁽²⁾。一般にわが国民の神社についての認識はきわめて漠然としたものであるようであり、これに明治以降の宗教政策により植えつけられた国家神道としての観念が結びついて、現在の神社にたいしても公認神社、非公認神社というような取扱いが今なお残存していることが、上記の郷土誌の記述から汲みとることができよう。北海道宗教大鑑の年表には、1946年占領軍総司令部の指令により、宗教法人令により、神社はすべて神社本庁に所属、北海道神社庁が札幌神社内に設けられた(藤木、1964、名簿・年表70頁)とあり、国家に代り、神社本庁がかつての国家にかわる役割りをはたすもののように一般には解されているようである。

しかし、紋別郡雄武町の場合、神社誌には大字雄武村字オコツナイの雄武神社のみの記載がなされているが(115頁)、雄武町の歴史(日塔、1962)の神社の項には(1053~55頁)雄武神社のほか11社の説明がなされている。いうまでもなく雄武神社にもっとも多くの紙面がさかれてはいるものの、他の神社とのあいだに差異をもうけるような取扱いはなされていない。興味あることに、幌内神社についてはつぎのような記載がみられる。

……幌内敵島神社として無格社の認可申請を行ない1928年12月許可を得たが、終戦後に施行された宗教関係法の手続きを行なわないまま今日に至っている。

また中川郡幕別町について神社誌は字猿別の金刀比羅神社、字千住の白人神社、字糠内の糠内神社、字札内の札内神社の4社の記載をおこなっているが(141~142頁)、幕別町史(1967)の神社の項(777~783頁)には、その4社とともに、かつて止若神社と称され、1941年無格社になった幕別神社の記載がなされている。これにはこの神社が神社本庁との関係を廃止した経緯が述べられているが、その記述によるかぎり、両者の関係の断絶が教理や信仰上の問題ではないようであり、神社関係者の内情をのぞかせているように思われる。

また上磯郡木古内町、亀田郡戸井町、山越郡八雲町など渡島地方の西南部には神社本庁所轄の神社のみられない町村があるが、北海道宗教大鑑によれば(名簿・年表33, 34頁)、この地方のおもな神社58社が神社協会に所属しており、そのなかには上磯郡知内町字元町の雷公神社など由緒のある神社が含まれている。神社には明治以降の社格や国家神道の遺残を感じさせる法人の包括団体への所属の有無により、資質の如何を問われている傾向がみられるが、上記したように神社そのものの価値にそれらのものは何らの影響をあたえるものでもあり得ないであろう。

いうまでもなく宗教といえども社会事象の一次元であり上記のような政治的要因などを無視できるものではなく、それらの作用が現在にどのようにおよんでいるかということも調査の対象でなければならず、かつては無視されていた無願神社をふくめて、すべての神社を研究の対象としている。個々の神社が集落の発展にしたがって切株神社⁽⁷⁾(図版Ⅰa)、無願神社⁽⁸⁾(図版Ⅰb)、公認神社というような過程(小笠原、1951、74、75頁)をふみながら成長してゆく経過⁽⁹⁾や神社境内にみられる忠魂碑、開村記念碑、あるいは仏教的色彩の濃い馬頭観音⁽⁹⁾(図版Ⅱb)や土俵などから推察できるかも知れない神社についての観念や機能など、日本の新しい植民地における古い信仰の果している役割りについて、究明されなければならないことは山積している。

以上、おもに各地の市町村史を引用しながら、どのようなものが神社と呼ばれ、どのようなものを神社と考えているかということについて整理し考察をくわえた。もとより、神社についての基礎的な理解も浅く、各地方の事情にも暗く、表面的な読解すらおぼつかないのではないかとおそれている。これらの著者が、あるいは地域住民の意識をそのまま反映していないこと

も十分に考えられはするものの、これらの著書によるかぎり、神社というものが、さまざまな形象でもって住民の意識のなかにあることを読みとることができる。ある意味では、いわゆる公認神社だけが神社の資格があるものであっても、その前身が非公認神社であるものが多いことは、各市町村史や神社誌によってただちに知ることができる。この研究を通じてもっとも留意しようとしている点は、あくまでも一般住民にとって神社のはたしている役割りを追究しようとするのであり、公認の有無その他の外的条件によって研究対象から除外することはできない。

しかし、神社があくまでも宗教という次元だけにおける考察だけでその実態が解明されるものではなく、産業の進展にともなって神格の変化がみられたり、政治による神社制度の変革が行なわれたりしたことなどが、神道さらには民衆の信仰に大きな影響をおよぼし、その信仰のなかに神道の要素が変容した形で位置づけられている。北海道においても松前郡福島町字月崎の月崎神社は、創立年は不詳で1492(明応元)年再建された古い神社であるが、1804(文化元)年までは月崎観音堂と呼ばれていたものである。以降月崎大明神と称されていたが1879(明治12)年現社名に変更されている。また同町字塩釜の丸山神社は1821(文政4)年建立され、かつて丸山大明神または薬師堂といわれ、明治初年の神仏分離以前には浄土宗法界寺が管理していた(神社誌および藤木, 1964, 神道・諸派宗教編, 4頁)。このように神仏は一体となって民衆のなかにいりこんでいたものが、明治政府の政策により急激にその分離が迫られ、新しい制度のもとに存続することを余義なくされた。また明治以降も集落の発展は神社の発展をうながしたが、その神社が社会的制約を受けざるをえなかったことは当然であろう。上川郡上川町上アンタロマ(東雲部落)の東雲神社は1908(明治41)年上安足神社として創建、祭神は八幡大明神、1920(大正9)年届出をおこなったが、この時以来祭神を天照大神と改め奉祀、1961(昭和36)年大上川神社に奉遷合祀されている(都竹他, 1966, 1046頁)。この祭神の変更について、同部落誌はつぎのように記している(前掲書, 349, 350頁)。

その後1920(大正9)年にいたるや、部落神社の届出のことがあり、祭神も部落の任意ではいけないということになった。よって天照大神を祭神とすることになり、(中略)このように部落神社正しくは参拝所の祭神を始め関係事項の改革が行なわれ、その届出が、神社総代小西重蔵より部落部長古川運八を経て提出された。

以上の記載によれば、ここでは参拝所と呼ぶことが正しいとされているが、部落神社にたいしても、祭神などにたいして何らかの制約が課せられていた、あるいは課せられていたと思われることがわかる。このように現実の社会のなかに存在する神社をあるがままに把握するための第一歩として、本稿では神社は住民によりどのようにとらえられているかということ、その形式的な面より考察を加えたものである。

注

- (1) 幌加内村史の宗教、神道の項の神社としては幌加内神社しかみられないが、年中行事の項(599~601頁)には妙見神社の写真が示され、8月16日が同社の例祭であることが記されているほか、7月には朱鞠内など6部落において神社祭がおこなわれることも記されている。また年表、1925年の項(631頁)には、10月に沼牛部落に南部神社が設置されたことが、また部落史のたとえば新成生の項(69頁)には新成生神社が存在していることが記されており、同史の脱稿時において、村内に幌加内神社以外にいくつかの神社と呼ばれるものがあったことはあきらかである。
- (2) 常呂郡置戸町について、神社誌には字置戸の置戸神社と字勝山の勝山神社の記載がなされている(107, 8頁)。一方置戸町史(1957)の神社の項(407~411頁)にはこの2社の説明のほかには11社が祭神と所在地とともに社名として神社名を、またそれに続いて10社が祭神(うち4社は空欄)と所在地と

ともに祠名として神社名を列挙している。

- (3) 1945年10月占領軍は「政治、民権および信教の自由に対する制限除去」の指令を発して信教の自由を保障し、つづいて12月、日本政府にたいし「国家神道・神社神道に対する政府の保障支援、保全監督及び弘布の廃止に関する件」の覚え書き（神道指令）を発した。占領軍は国家神道を禁止するとともに、神社神道が軍国主義ないし過激な国家主義の要素をとりのぞいたのち国家と関係ない一宗教として存続するように示唆した。神道指令の2週間後、治安維持法とともに宗教団体会法が廃止され、政府はこれにかわる宗教法人令を勅令として公布施行した。

1946年、国家的公的性格を失った全国の神社の大半は伊勢神宮を本宗とする民間宗教団体の神社本庁を設立し、その他の神社は単立の宗教として存続することになった（村上、1968、152-3頁）。

国家神道より一宗教へと転換をせまられた神社神道は内務省より文部省の管轄になった。しかし固有信仰という気持からか、他の宗教とは別個のものであるという考え方が残っているようで、芽室町五十年史（1952）は神社及び宗教との篇をもうけてあり（471～492頁）、第1章を神社、第2章を宗教と分離して取扱っている。なおここでは地方法務局の裁定により、法人神社として公認されている7社の沿革をとりあつかっている。

- (4) 幕別町史（779～80頁）によれば次の通りである。

……1946年6月21日に神社本庁へ所属し、宮司は引きつづき野瀬正浩が金刀比羅神社と兼任で任命された。

1949年、満州引揚げの神職奥山慶吉が止若神社に奉職したいと申し出たところから、神社総代は野瀬に兼任を辞めるよう要求した。野瀬は「他所から宮司を入れるよりも、止若にも資格のある野村全一郎がおり、野村になら譲っても良い」と述べたところから、総代達は松本雪次を代表に宮司就職方を野村に求め、同年7月25日の氏子大会で野村の宮司就職を決定した。その後、野瀬が前言を取消したところから紛争がおこり、これの解決策として金沢空覚らは1952年4月26日、神社本庁との関係を廃止し、以後、止若神社は独立独歩の道をあゆんでいる。

- (5) 雷公神社は別雷神、加茂御祖神を祭る北海道最古の神社の一つといわれている。1404（応永11）年、荒木大学創立のものであり、最上徳内の「東蝦夷道中記」にこの年の銘のある鰐口のあったことが記されている（小笠原、1951、18～19頁）。また亀田郡大野町本町の意富比神社にはその奉納経路が不明のため疑問視されているが、北海道において最古の刻銘のある鰐口があり、それには「康平三歳三月吉旦願主肥前四郎五郎大工若州遠敷郡作右衛門」と刻まれている（片山、1931、37頁）。なお康平3年は1060年である。鰐口とは本来仏殿の前ののきにつるす扁平、中空で下に広いさげめのある大きな鈴で、その前に布であんだ綱をつるし、参詣者はその綱を振って鳴らす仏具である。

- (6) 神道が国家の祭祀であった明治以降敗戦時まで、国家は神社を自由に放置することはできなかったが、民衆の信仰が強いこともあり、管理できない神社を強制的に廃止させることも不可能であったともわれる。そのためか、公認されない神社の調査はしばしばなされ（阿寒町、1966、1000～1001頁、1005～1006頁）、その対策が検討されていたものと思われる。

また遙拝所という用語も使用されている。神社誌（6頁）には札幌市手稲山口の山口神社が1885（明治18）年山口県よりの移住者がその地に神宮の遙拝所を設けたのに始まるという記述がみられる。

また、石狩郡当別町字弁華別の榎原神社について、伸びゆく当別のあゆみ（当別町、1960、150頁）はつぎのようにのべている。

当初は榎原神社の遙拝所であったが、1910（明治43）年拝殿を改築、次いで1924（昭和4）年神殿、拝殿を改築し風格を備えた神社となり現在にいたっている。

1971年7月の調査の際、同社には榎原神社遙拝所の社額がかかげられていた。

- (7) 移民は皆郷里の神社からお札を頂いて来ている。腹巻の中や財布の中に大切に蔵ってある。これは北海道移民ばかりでない。南北両米ハワイ南洋鮮満どこへ出掛けるにも、神社やお寺のお札やお守りがその人達と離れないのである。

こうした時代の神社を私達は「切株神社」と拝している。大木の切株や木のうつろな所に祀っていたからである。そしてその頃の人達は、木を伐るにも、土地を開墾するにも、この切株神社を拝

んでいた。まことに「神われと俱にあり」であった(小笠原, 1951, 74頁)。

旭川市神楽町西神楽の神楽神社は1897(明治30)年田村熊太郎等の当時入殖開拓に当り、伐採の切株に創祀されている(75頁)。また網走郡津別町字西2条の津別神社は1903(明治36)年その地の住民によって原始林の中に標木を建て、八幡大神を創祀と伝えられ、1906(明治39)年現境内地に社殿を建立している(105頁)。本稿においては社殿の建立されていない状態の神社を切株神社と考えて図版に示した。

- (8) 郷土誌の多くの神社の記載は、国家神道の神社としての発展の過程にその多くの部分がさかれており、住民の神社にたいする意識の一面を推察することができる。たとえば遠別町史の第11編宗教(1957, 418~450頁)も第9章を遠別神社の発展の経移についてのべており、他の神社(遠別神社の祭神をもくわえて)については、第13章で民間信仰と諸神の解説のなかでふれているだけである。
- (9) いうまでもなく、仏教渡来以降日本人の生活のなかで神仏は習合しており、神仏分離がおこなわれたのちも、一般に一体となりがちであった。馬頭観音が神社の境内にあることはめづらしくはないが、寺院のなかに神社がみられることもある。雨竜郡多度志町多度志市街の稲荷神社は真言宗光照寺の境内にあり、代表者は同寺の住職があたっている(白山, 1965, 617, 627頁)。

付 篇 1 稲 荷 信 仰

茅部郡鹿部村宮浜の稲荷神社は1780(安永9)年漁業守護神として創立、1806(文化3)年新井田金右エ門により再建され、1849(嘉永2)年伏見稲荷神社より神霊を奉斎祭神としている(26頁)。この記載のみによって1849年伏見稲荷の神霊が漁業守護神としての機能をはたすために迎えられていたかどうかは不明ではあるが、一般的な状況からみて、当時この地方では漁業がその生業の中心をなしており、その奉斎が漁業守護のためであったと考えるもさほど不当ではあるまい。

このほか苫前郡初山別村字初浦や三石郡三石町字梟舞などの古い漁場には多くの稲荷神社がみられる(92, 130頁)。またたとえば爾志郡乙部町字柴浜の八幡神社は1908(明治41)年に稲荷神社を、同町字三ツ谷の八幡神社も1910(明治43)年に金比羅神社とともに稲荷神社を合祀している(35頁)。さらに小樽市銭函の豊足神社や積丹郡積丹町大字美国町大沢の美国神社などは稲荷神社として創立され後世にいたり社名の変更がおこなわれたものである(43, 46頁)。

さらに、厚田郡厚田村大字厚田村の厚田神社や室蘭市崎守町の崎守神社が保食神を、苫前郡羽幌町南大通の羽幌神社が豊御食津神を奉斎していること、また利尻郡東利尻町字鬼脇の北見神社に合祀された利尻神社は倉稲魂命を奉斎していたことなどにより(118, 92, 101頁)、それらのかなりのものが稲荷神社と同じ性格のものとして創祀されたものと推定される⁽¹⁾。このように現在の稲荷神社、社名を変更したり他社に合祀された稲荷神社、さらに祭神によって稲荷神社の性格をもっていと推定されるものを加えるならば、かつてはかなりの稲荷神社およびそれと同じ性格のものが漁場に存在していたと考えることができよう。

これらの稲荷神社の創立の契機についてかならずしも明確な記載がなされているわけではないが、様似郡様似町エンルム三社のうちの稲荷社についてつぎのような興味のある解説がなされている(様似町, 1962, 590頁)。

この社はあまり大きな建物でなく、三尺四方ぐらいのものであったろうと推測される。この社の創設されたのは、油駒場所時代⁽²⁾と考えられる。それはすべて鮭建網場が開設されるときは、必ず漁場稲荷社を建てて、その日その日の生鮭を怠りなく神前に供え、漁運を祈願し、形式ばかりでなく上下心から篤く信仰したものである。この風習は現代までもつ

づいているので1799（寛政11）年会所の創立の時から、改めて会所の稲荷社として存在していたことに間違いがない。

また古宇郡泊村大字泊の泊稲荷神社についてもつぎのような記載がみられる（柏，1956，5～15頁，要旨）。

この地方の漁場としての開拓は1594（文禄3）年江州柳川村の豪族，田付景豊（新助と称す）が松前志摩守の許可を受けたときにはじまり，1603（慶長8）年漁業守護のため田付景豊父祖の信仰神，漁業守護の神である稲荷大神を小祠に祠ることになり，漁期中の吉日に祭りをおこなった。1682（天和2）年に漁営所が設けられたが社の神がなかったので漁民の要望により田付家に伝わる家宝の稲荷大神の神璽を近江より移し祀った。その後1801（享和元）年に京都伏見稲荷の祭神の分霊を祭祀したのでその年を創立年としている。

これは漁場において着々と神社がその内容と機能を整えてきた過程を示しており，興味もたれるが，これによればこの泊稲荷神社には1603年に漁業神の神格をもつ稲荷神を奉斎したということになる。⁽³⁾稲荷信仰について神道辞典（安津他，1968，238頁）にはつぎのような記載がみられる。

京都市伏見区稲荷の伏見稲荷大社を総社とするもので，全国に稲荷社は三万余もある。この主神宇迦之御魂神は五穀をはじめすべての食物や蚕桑のことをつかさどる神で「稲生（イネナ）リ」が約音便によりイナリとなったが，その神像が稲を荷っているところから稲荷の字をあてたといわれている。古くから農業国で水田に稲を作り，米を主食としていたわが国では深く農業神が信仰され，これが自然に稲荷と結びついた。さらにこの神社は平安時代にいたり朝野の尊崇をあつめて社運が隆盛となり，稲荷信仰もひろく伝播し，中世から近世にかけて工業が興り，商業が盛んになると，稲荷の神格も農耕神から殖産興業神・商業神・屋敷神と拡大し「衣食住の大祖，万民豊楽の神霊」と仰がれ，農村だけではなく，大名・町家の随所に勧請されるに至った。江戸の市中では，もっとも多いものの一つは稲荷神祠であるといわれたが，これは全国的な傾向で，津々浦々にいたるまで，稲荷大神が奉祀せられた。この稲荷神勧請のことは現代も引きつづきおこなわれ，現在その神社数全国で三万余に達し，諸神のうちでもっとも多い。

ここにみられるように，稲荷神は元来食物の神ではあり，農業神よりその神格は拡大したものの，漁業神としての性格は一般にはみられていないようである。ここではひとまず泊神社史にみられる漁業神である稲荷神というものに焦点をあてて考察を試みよう。

すでに指摘されている（高倉1947，45頁，同1964，2頁）ように，稲荷神社は場所請負人や支配人たちによって設立されたものが多いということに注目しなければならない。泊稲荷神社と同様に多くの稲荷神社はその創祀の事情がわりあいに明確である。古宇郡神恵内村大字珊内村の稲荷神社は1824（文政7）年田村新右衛門支配人増川治郎吉により（47頁），また幌泉郡えりも町字東洋の2社，同字笛舞，同字近浦，同字目黒，同字歌別の6社の稲荷神社はそれぞれ1842（天保13）年より1859（安政6）年にかけて杉浦嘉七によって創立されたと伝えられている（133頁）。このほか創立者の記載がなされていないものも，その記載が省略されたものであるように思われる。たとえば浜益郡浜益村大字茂生の浜益神社は1857（安政4）年稲荷神社として創建されたとの記載しかみられないが（11頁），これはこの地の請負人福山の商人伊達林右衛門によって創建されたものである（浜益村1971，4頁）。

このようにみるならば，稲荷社を信仰し，さらに北海道の各場所に勧請したのは漁民ではなく，おもに漁場を経営していた商人によるものであり，それら商人は必ずしも漁業者であった

とは考えられない。1782(天明2)年には田付忠親の具申により、小祠の盲信を禁じ、私営の神をみだりに祀ってその迷信にとらわれないようにとの松前道広自書の諭告文が掲示されたことも(柏1956, 13頁)、漁場においては一般漁民などによる種々の信仰がおこなわれていたことを示唆するものかもしれない。⁽⁴⁾しかも田付家にみられるように、北海道に進出する以前から滋賀県において代々崇敬されていた稲荷神を漁業神と考えることは困難であり、これはあくまでも商業神、あるいは屋敷神として彼等の経営する事業場の安全や発展を祈願するため——そのことはすなわち北海道においてはそのまま漁場の安全と発展を祈願するためということになるが——に設置されたものと考えざるをえない。つまり稲荷神は漁業神であるために奉斎されたものではなく殖産興業の神としてまつられ、北海道においてはそれがやがて漁業神としての神格を獲得していったと考えるほうがより妥当であると思われる。いうまでもなくこのようにして奉斎された神社のすべてが稲荷神社とはかぎらず、たとえば利尻郡東利尻町字鬼脇の北見神社は1825(文政8)年幕府請負人藤野喜兵衛が漁場開設と同時に天照大御神を創祀したものと伝えられており、また幌泉郡えりも町字本町の表筒男命、中筒男命、底筒男命を祀る住吉神社は1814(文化11)年漁場請人島屋佐兵衛が創立したものと伝えられている(101, 132頁)。

個々の神社についての詳細な調査によってなお何らかの興味ある結果がもたらされようし、上述の見解で改訂を迫られることも少なくはないであろうが、つぎの表のように稲荷社が請負漁場の発達とともにその割合が増加していることをみれば、おそらくこの期間に漁業守護神としての稲荷信仰が設定され定着したものとおもわれる。このような稲荷信仰が定着した北海道においては明治以降にも、たとえば浦河郡浦河町字白泉の稲荷神社(132頁)のように、漁業守護神としての稲荷神社が創建され、前述の様似町史の記述がなされるようになったのではあるまいか。このようにみた場合、あるいは泊神社誌の漁業神である稲荷神との記載が創設時の信仰ではなく、後世の信仰をさかのぼらせて記述をおこなったのではないかという点についてあらためて検討してみる必要もあるかとおもわれる。

年 代	村 落 数	観 音 堂	恵 美 須 堂	八 幡 社	弁 財 天	薬 師 堂	山 神	荒 神	地 蔵 堂	天 神 社	電 神 社	金 比 羅 社	叡 鳥 社	稲 荷 社 (A)	計 (B)	A/ B %
1718	140	32	18	15	6	6	5	4	4	3	3			13	109	12%
1870	482		1	5	22		2					10	12	77	129	60
内 訳	後志	101										4	5	52	61	85
	石狩	100		3	7							3		7	20	35
	天塩	46			9								7	2	18	11
	胆振	44		2			2							3	8	38
	日高	79	1											12	14	86
	十勝	51				1								1	2	50
釧路	36				4									4		
根室	25				1							1		2		

この表は北海道開拓と宗教(高倉, 1964, 2, 3頁)によって作成したものである。1718年は享保3年で、福山秘府東西堂社改(北海道, 1936, 116~120頁)参照のこと。1870年は明治初年とあるものを略示したものである。但し、明治初年の項には、享保年間に寺社が集中していた渡島、檜山地方が含まれていないがここではそれをそのまま表示した。これに従えばこのやく150年の間に稲荷社は実数で13社より77社、割合で12%より60%に増加している。

つぎに注目すべき点は東北地方の漁村で稲荷を漁業神とする例が多いことである(桜田, 1952, 272頁)。たとえば茅部郡鹿部村鹿部字本別の本別稲荷神社は1814(文化11)年南部よ

り渡道した高橋惣エ門によって漁業守護神として社殿を建立したことによってはじまっている(28頁)。これは、北海道における稲荷信仰をそのまま受容したものである可能性もあるが、あるいは東北地方において当時おこなわれていた漁業神としての稲荷信仰を移植したものであることを否定する材料を現在もちあわせてはいない。もし東北地方における漁業神としての稲荷信仰が相当根強いものであれば、その綿密な調査によって北海道の稲荷信仰への影響の究明にあたらねばならないし、またその成立の過程も解明されなければならない。

ここで予測されることは、あるいは北海道で成立した漁業神としての稲荷信仰が東北地方に移入されたということである。往時北海道の漁営場の開拓にあたって、東北地方の漁民の力によるところが大きく、北海道＝東北の漁民の往来が相当頻繁におこなわれていたものと考えられる。さきにのべたような過程において、北海道において漁業神としての稲荷信仰がある時代に定着していたとすると、それ以降の漁民の北海道＝東北の交通を考慮する場合、北海道の稲荷信仰の東北地方への逆移植ということも考えることができる。定着性の強い農業は別にしても、漁業に関するかぎり、東北地方の民俗学にとって北海道の資料は案外重要な役割りを占めるものかもしれない。この場合、たとえば本別稲荷神社は、本州→北海道→東北→本別という経路により移植されたことになる。

また稲荷信仰について、伏見稲荷を中心に考えるかぎり、直接漁業守護神としての神格は強力にみとめられないかもしれないが、元来その祭神に漁業神としての性格が具っていたことを無視してよいかどうか再検討する必要があるかも知れない。伏見稲荷の主神宇迦之御魂神は倉稲魂神とも書かれ、その別名として保食の神、御食津神の名もあり食物と縁のある神といわれており(鈴木, 1971, 137頁)、外宮の祭神と一致している(円谷, 1971, 109頁)。この祭神は天照大神の食事の神であることと同時に、内宮は火徳外宮は水徳にたとえられ「日月変化、水火徳用」などと唱えられ、外宮では現在でも海幸大麻を授与している(宮本, 1971, 21頁)。非常にありえないことかもしれないが、この海神としての神格が古い時代には稲荷信仰の一端をささえており、次第に消滅し、東北地方にのみそれが残存し、あるいは北海道に影響を与えていたという仮説も一応は検討してみる必要があるかもしれない。

注

- (1) 北海道神社誌 164 ページには保食神を祭神とする神社数 189 社のなかに、倉稲魂命、豊受大神、倉稲魂神、宇気母智命、豊受姫神、宇迦之御魂神、豊受姫命、保食大神、豊受姫大神、宇気母智神、稲荷大神、宇迦魂命、保食命、豊宇気比売命、豊宇気毘売神、豊受比売命、倉稲御魂大神、宇賀魂命、宇迦之御魂大神、宇賀御魂命、宇迦之魂命、宇賀御魂神、稲荷大明神、豊御食津神、豊受毘売神、豊受比売神、豊受姫之神、若宇迦売命の 28 の神を祭神とするものがふくまれている。北海道においても稲荷神社のすべてが漁業守護神として奉斎されたものでないことはいままでもないが、また前記の名の祭神を奉斎した神社のすべてが稲荷信仰にもとづくものとも思われない。たとえば河東郡鹿追町字瓜幕の瓜幕神社の祭神は天照大神、倉稲魂神であるが、これは紀元二千六百年記念として建立されたもので、内宮外宮の祭神を奉祀したものであり、稲荷信仰としてではないものと想像される。また厚岸郡厚岸町大字太田村の豊受神社は豊受大神が祭られているが、その社名よりみてこれも稲荷神として奉斎されたものではなく、外宮の神霊を祀るという意識が強く働いたものと思われる。

また、寿都郡寿都町字樽岸町建岩では豊宇気比売命、同歌棄町美谷伏子泊では倉稲魂命、磯谷郡蘭越町字港町北尻別村字西土場では宇気母智命をというように近接した地域の稲荷神社の祭神が異名であることは、伝播の経路の相違によるものか、その他なにか別の要因があるものか、一応追究する必要があると思われる。このことは地神の項においてもふれる。

- (2) 松前氏による蝦夷地の統治は 1799 (寛政 11) 年幕府の東蝦夷地上知により一時中断された。この時代は前松前時代と呼ばれている。この時代、様似郡は幌泉郡とともに油駒場所とよばれ重臣、蠣崎蔵

人広樹の所領であった。(様似町史, 86頁)

- (3) 漁業神としての神格をもつものは後述のように稲荷神だけでなかった。天塩町誌(1971, 439頁)には、1804(文化1)年天塩場所の請負人、栖原屋角兵衛の蝦夷地支配人は運上屋番人に命じて弁財天を天塩市街の河口高台にまつさせたことが記載されているが、それに続いて次のような解説が附されている。

当時は、蝦夷地各地方の場所請負人たちは、運上屋または漁場の所在地に弁財天あるいは稲荷明神をまつた。

弁財天、稲荷とも豊漁をもたらす守護神といわれるところから蝦夷地のいたるところの地区には奉祭由緒が伝わっている。場所請負人が現地人しか常住していないところになぜ祭神を安置してこれをまつたかといえば、三つの願意と目的があった。第一は豊漁を祈願すること、第二は漁労作業に無事故を願うこと、第三には現地人と親和を深める政策としてである。

- (4) 泊神社史(柏, 1956, 13頁)に1782(天明2)年に出された松前道広の論告文が掲載されている。すなわち、

神社は創立の初際より、この土地住民の一般は氏子たるは勿論なるも、この頃に及びて、漁民の小地域毎に小祠をば建てて、種々様々なる神を祭り、漁期中は最も盲信するも、漁期を過ぎれば殆ど顧られぬ状なり、斯の如きは敬神の道を失しあやまてるものなるを以って、以後はみだりに小祠の建立私営を禁ずると共に、小祠の盲信を改む、更めてこの論告をなす、領主松前道広祐翁

これにいう小祠にいかなるものがまつられていたか不明ではあるが、漁期中にさかんにまつられたところから、いわゆる漁業神がまつられていたものと推察される。

柳田(1963)の神名集、生業の神のうちの漁業の神の項(403~408頁)には、つぎの18の神名があげられており、一般漁民の信仰がうかがわれる。

フナダマサマ、ジュウニフナダマ、オオダルサマ、オオダマサマ、ジンハサマ、オザダマサマ、カタチモン、フナガミ、エビスサマ、エビスイシ、ミタマノスガタ、ヒジキサマ、シュバラガミ、タジノカミ、タコガミ、シオガミ、マモリガミ、ツルテングウ

- (5) 柏(前掲書)1594(文禄3)年以降の項(6頁)によれば、漁場開拓にあたって田口景豊は故郷近江国で両浜組と名づけられた開拓団を結成し、実地指導者に津軽方面の漁業経験者を委嘱した。また1603(慶長8)年には津軽国鯉ヶ沢の地で奥羽地方の漁業者を募集して漁場の振張をはかっている。1696(元禄9)年(同10頁)には田付家7代の当主は、家族をあげて漁業に従う永住者を優遇したとあり、それ以外の漁民がとくに永住していたとも考えられない。

付篇 2 地 神

北海道の農民信仰の代表的一事例として地神があげられている(小林, 1948, 52~59頁)。しかし、これについての記載はほかにあまりみられず、実際の地神について一般に知られることも少ない。地神宮の社額をかかげた神社もあるが(有珠郡伊達町六軒屋)⁽¹⁾、多くはおもに石製の五角柱で、その各面にそれぞれ一柱ずつ、計五柱の神名が刻まれている(図版Ⅱa)。そのほかただ社日とのみ記された石柱もあり、木柱もあるとのことであり、実際にも観察されている(虻田郡喜茂別町双葉)。

さてこれが北海道に渡来した過程であるが、これは岡山県や四国とくに香川、徳島の両県よりなる瀬戸内海文化の文化要素であり、これがその地方民の移住によって北海道のある地点に移植され、そこを第二次中樞として、そこより地神崇拜の慣行が瀬戸内文化圏外よりの移民の移住地にも伝播したという図式がのべられている。またこのことを裏づけるように、石狩郡当別町の石工談として、地神の台坐などの細工は異なることはあるが、神名はすべて同一である(上田律子私信)といわれる。このことは第二次中樞の周囲に伝播による新しい文化圏が形成されていることを示しているが、あるいは瀬戸内文化圏における要素の均質性を示すものであろう

う。これにたいして、著者の観察によれば、その例数はきわめて少ないが、石柱に記されている神名やその配列の順序に⁽²⁾地域的な均質性はみとめられていない。たとえば前述の当別町においては 1 天照皇大神 2 大己貴命 3 稲倉魂命 4 植安媛命 5 少彦名命 (材木沢), 1 天照皇大神宮 2 大己貴命 3 猿田彦命 4 大国主命 5 大物主命 (弁華別), 1 天照大神 2 忍穗耳尊 3 瓊瓊杵尊 4 彦火出見尊 5 鷲鷯草葺不合尊 (茂平沢) とそれぞれ異っているし、伊達町を中心とした胆振地方の調査においても、各地の地神に同一のものはまったくみられなかった。ただ前記当別町材木沢のものと同じのものが小樽市蘭島町にみられたことをつけ加えておこう。これと同様のことは遠別町史 (1957, 449 頁) にもみられ、それによれば、地神は天照大神を中心に大己貴神、少彦名神、倉稲魂神、猿田彦の五柱の神であることが記されるとともに、町内には以上の五柱によらない地神もかなりたくさん存在することが付されている。

このように、現在までの観察に関するかぎり、北海道における地神の表現は非常に多彩でありまた地方的均質性はみられず、それぞれ異った地方よりの直接の導入や道内における特殊な拡散過程を示唆しているようにもうけとめられる。このような観点より、また前掲書 (小林, 1948, 56 頁) にもあるように、これが比較的ひろく分布していることから、今後全道的な調査がなされることを期待するものである。

注

- (1) 地神五代として天照大神、天忍穗耳命、天津彦彦火瓊瓊杵尊、彦火火出見尊、鷲鷯草葺不合尊の五柱の神名があげられている (上田他, 1964, 1666 頁)。北海道の例として前掲書 (小林, 1948, 54 頁) には次の三例と樺太の例があげられている。(イ) 胆振, 京極 1 天照皇大神 2 大己貴命 3 少彦名命 4 植安比売命 5 豊受比売命, (ロ) 石狩, 定山溪 1 天照皇大神 2 稲倉魂命 3 大国主命 4 猿田彦命 5 大山祇命, (ハ) 上川, 神楽 1 天照皇大神 2 大己貴命 3 稲荷魂命 4 植安姫命 5 少彦名命, (ニ) 樺太, 上恵須取 1 天照皇大神 2 天忍穗耳命 3 天彦瓊々杵命 4 彦火火出見命 5 鷲鷯草葺不合命。
- (2) 神名の配列順序は著者の観察によるものは正面より向って右廻りに記載することにする。なお正面とは四角の台石や注目繩の面と一致するところを正面とすることにした。

引用文献

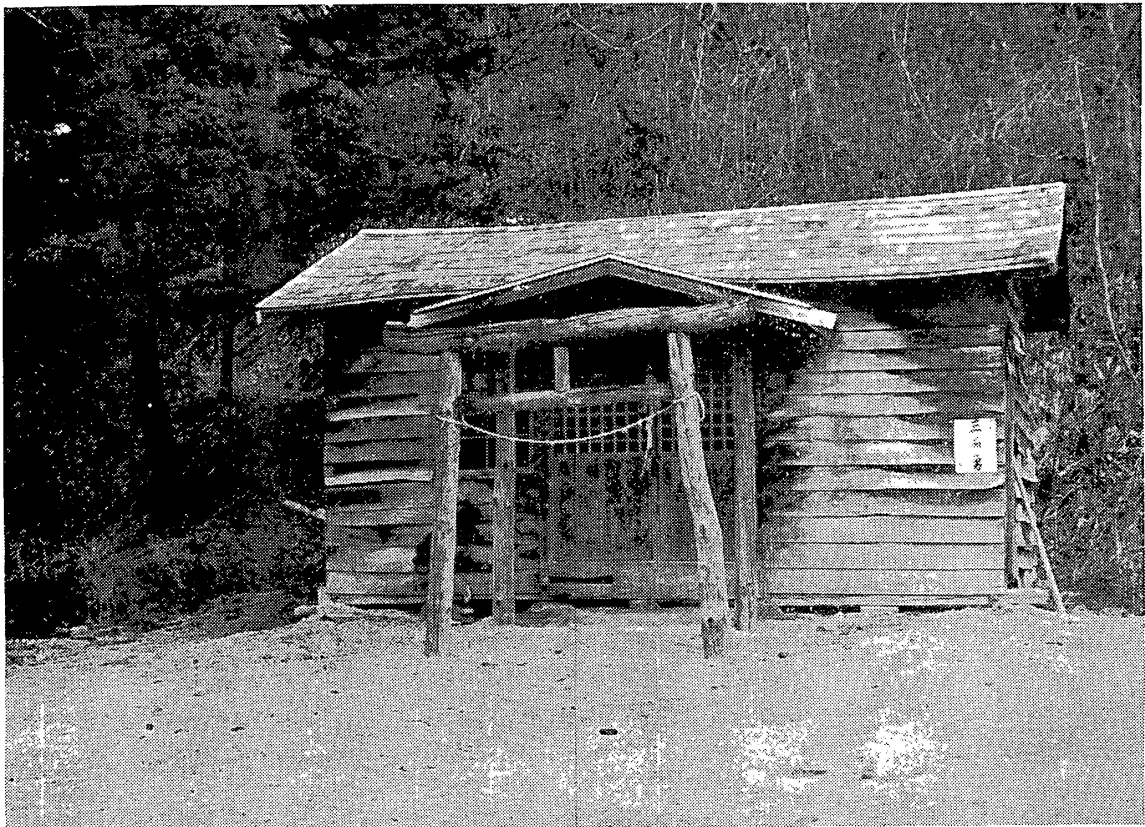
- 朝日新聞社, 1971: 朝日新聞 (縮刷版), 通巻 599 号, 昭和 46 年 5 月号. 朝日新聞社, 東京.
- 阿寒町史編纂委員会 (編), 1966: 阿寒町史. 阿寒郡阿寒町.
- 厚真村広報委員会 (編), 1956: 厚真村史. 勇払郡厚真村.
- 安津素彦・梅田義彦 (編・監), 1968: 神道辞典. 第 2 刷, 堀書店, 大阪: 小島鉦作, 稲荷信仰 (238-239 頁).
- 上田万年・岡田正之・飯島忠夫・米田猛猪・飯田伝一, 1964: 七訂新装版大字典. 3 版, 講談社, 東京.
- 遠別町役場, 1957: 遠別町史. 天塩郡遠別町.
- 小笠原省三 (編), 1951: 北海道拓殖と神社. 海外移住文化研究所, 東京.
- 置戸町史編纂委員会 (編), 1957: 置戸町史. 常呂郡置戸町.
- 柏美之 (編), 1956: 柏神社史. 泊神社, 古宇郡泊村.
- 片山敬次, 1931: 北海道拓殖誌. 同誌刊行後援会, 札幌.
- 小林巳智次, 1948: 北海道の農民信仰. 札幌中央放送局 (編): 辺境北海道. 43-61 頁, 北方書院, 札幌.
- 桜田勝徳, 1952: 漁業神. 日本民族学協会 (編): 日本社会民俗辞典. 272-273 頁, 誠文堂新光社, 東京.
- 様似町史編纂委員会 (編), 1962: 様似町史. 様似郡様似町.
- 白山友正 (編), 1958: 幌加内村史. 雨竜郡幌加内村.
- 白山友正 (編), 1965: 多度志町史. 雨竜郡多度志町.

- 鈴木貞一, 1971: 伏見稻荷大社. 白田甚五郎 (監): 日本神社 100 選. 136-139 頁, 秋田書店, 東京.
- 高倉新一郎, 1947: 郷土と開拓. 柏葉叢書, 柏葉書店, 札幌.
- 高倉新一郎, 1964: 北海道開拓と宗教. 藤木義雄 (編): 北海道宗教大鑑. 史料編, 1-5 頁, 広報, 札幌.
- 都竹一衛・青野績 (編), 1966: 上川町史. 上川郡上川町.
- 円谷真護, 1971: 伊勢皇大神宮. 白田甚五郎 (監): 日本神社 100 選. 106-110 頁, 秋田書店, 東京.
- 天塩町史編纂委員会 (編), 1971: 天塩町史. 天塩郡天塩町.
- 当別町企画室 (編), 1960: 伸びゆく当別のあゆみ. 石狩郡当別町.
- 日塔聰 (編), 1962: 雄武町の歴史. 紋別郡雄武町.
- 浜益村総務課広報係 (編), 1971: 浜益村村勢要覧 (昭和 46 年度). 浜益郡浜益村.
- 藤木義雄 (編), 1964: 北海道宗教大鑑. 広報, 札幌.
- 北海道神社庁 (編), 1971: 北海道神社誌. 北海道神社庁, 札幌.
- 北海道庁 (編), 1936: 新撰北海道史, 5 巻, 史料 1. 北海道庁, 札幌.
- 幕別町史編纂委員会 (編), 1967: 幕別町史, 中川郡幕別町.
- 宮本常一, 1971: 伊勢参宮. 第 1 部, 伊勢神宮の歴史 (佐藤健一郎執筆), 現代教養文庫 743, 社会思想社, 東京.
- 村上重良, 1968: 日本百年の宗教. 講談社現代新書 161, 講談社, 東京.
- 芽室町 (編), 1952: 芽室町五十年史. 河西郡芽室町.
- 門別町史編纂委員会, 1961: 門別町史. 沙流郡門別町.
- 柳田国男, 1963: 分類祭祀習俗語彙. 角川書店, 東京.

図版 I



a 札幌市真駒内第一開拓



b 有珠郡伊達町志門気

図版Ⅱ



a 夕張郡栗山町緑ヶ丘



b 石狩郡当別町弁華別